1人1日当たりの（昨年度の記録を更新）ごみ量が最小値に！ ご協力ありがとうございます

多摩地区ベスト1を目指して 1人1日 さらに 100グラム ごみと資源物の減量を！

平成19年度のごみ量が確定しました。市民の皆さまのご協力により、1人1日当たりの排出量は、平成18年度の記録を更新し、ごみ改革後、最小値の良い結果になりました。しかし、多摩地区全体でごみ減量に取り組んでいる中、多摩地区ベスト1を目指して私たち日野市民が取り組むべき次の課題があります。

広報今号では、昨年度のごみ量や市の清掃費の状況、ごみと資源物を減らすヒントなどを紹介します。

問合せ先　ごみゼロ推進課（☎581－0444）

報告　平成19年度のごみ量が確定

■1人1日当たりの排出量が2年連続最小値！

平成19年度のごみ・資源物の総量が、平成18年度に比べて減少し、1人1日当たりの排出量は780㌘となりました。これは2年連続して、ごみ改革後の最小値という良い結果であり、市民の皆さまの高いごみ減量意識と、努力が実を結んだ結果です。

しかし、市民参画で策定した「環境基本計画」では、平成22年度に1人1日当たりの排出量が多摩地域で一番少ない自治体になろうという目標を掲げていますが、依然第1位との差は約66㌘もあります。

1人1日あと100㌘を目標に、ごみ減量にご協力ください！

課題　生ごみ、不燃ごみのさらなる減量を

■課題①「生ごみ」～生ごみの水分を絞りましょう

可燃ごみの半分近くが生ごみで、その生ごみの約80％は水分です。生ごみのもとになるものは、生ごみのもとになるものを「買いすぎない」「作りすぎない」ことを心がけましょう。しかし、それでも出てしまった生ごみを出す場合は、水分を絞ってから出してください。さらに、天日干しなどをしたり、たい肥化して家庭菜園などに使用したりすれば、生ごみは格段に少なくなります。

▼「生ごみ堆肥化容器」補助金

市では、生ごみ減量を推進するため、生ごみ堆肥化容器（非電気式）の購入に補助を行っています。詳細はごみゼロ推進課にお問い合わせください※「電気式生ごみ処理機」購入補助金の受け付けは、今年度は終了しています。

■課題②「不燃ごみ」～買い物にはマイバッグ持参で！

不燃ごみの中には、プラスチック製容器包装が多く含まれており、これを市で資源化するには、多くのエネルギーと費用を必要とします。そこで、レジ袋を断り、過剰包装の商品を買い控えるなど、ごみや資源物になるものを家庭に持ち込まない工夫をお願いします。スーパーの店頭で資源物を回収している物はそちらに持っていきましょう。

▼容器包装お返し大作戦～「容器包装断る・返すでごみ減量」

市では、ごみのリサイクルに5億円以上の税金が使われています。例えば500ミリリットルのペットボトル1本を市の回収に出すと、約6円の税金が使われます。そこで、リサイクル出来る品をルールに従ってお店に返すことで、リサイクル費用の負担を生産者側に任せることが出来ます。その結果、企業による商品の工夫や廃棄の抑制が進み、ごみの減量期待出来るほか、市も多額のリサイクル費用を有効利用することが出来ます。

重さが365ｇあった生ごみが、絞って干したあと170ｇになりました。発生したばかりの生ごみをそのまま出す時より195ｇ減量したことになります（約54%減）。皆さまもぜひ、お試しください！

■目指そうごみゼロ、市民の英知「レジ袋削減検討部会」の参加者を募集

スーパーマーケットの「いなげや」が市内で初めてレジ袋の無料配布中止に踏み切ってから1年が経過。同店ではレジ袋の辞退率が着実に上がっています。この動きをさらに大きなものにするため、市民・事業者・行政協働でレジ袋削減について検討するレジ袋削減検討部会の参加者を募集します。

1～7月（予定）／市内在住・在勤・在学者で月2回程度の会議・作業に参加出来る方対象／2人／12月15日(月)（必着）までに電話またはハガキで所、氏名、電話番号を記入し、〒191－0021右田1の210の2ごみゼロ推進課へ

めざせ！多摩地区ベスト1　多摩地区30市町村中、日野市は？

1人1日当たりのごみ量	可燃ごみ 450.4ｇ	▶ ベスト2 前年度ベスト2	■ 去年と同じ
	不燃ごみ 96.3ｇ	▶ 25位 22位	3ランクダウン
	総ごみ量 780.1ｇ	▶ 6位 7位	1ランクアップ
	リサイクル率 36.0%	▶ 16位 10位	6ランクダウン

可燃・不燃ごみ、総ごみ（ごみ＋資源物）の量は昨年よりも減少しましたが、多摩地区全体でごみ減量に努力しているため、順位が上がりませんでした。

これだけかかるごみ処理経費

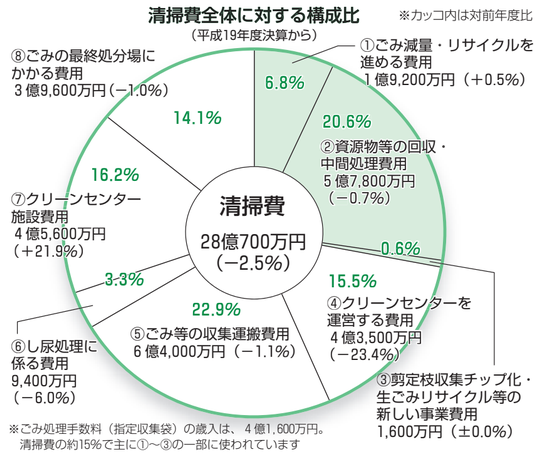

※ごみ処理手数料（指定収集袋）の歳入は、4億1,600万円。清掃費の約15%で主に①～③の一部に使われています

市民1人当たりのごみ処理経費	
平成11年度（改革前）	12,488円
平成13年度（改革1年後）	16,318円
平成14年度（改革2年後）	15,632円
平成15年度（改革3年後）	14,850円
平成16年度（改革4年後）	14,632円
平成17年度（改革5年後）	14,497円
平成18年度（改革6年後）	14,622円
平成19年度（改革7年後）	14,521円

●ごみ量の推移

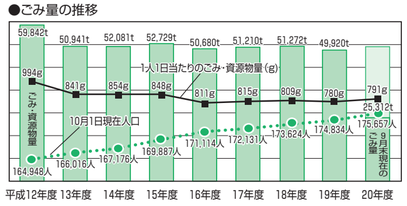

ごみ出し基本ルールの確認を

■朝8時までに自分の敷地内から出しましょう

ごみ・資源物は、決められた収集日の朝、原則午前8時までに、道路に面した自宅敷地内に（集合住宅は決められた排出場所）出してください。収集車が伺った後に出したり、他人の敷地に放置してご近所の迷惑にならないようご協力をお願いします。

■商店・事業所の皆さまへ～家庭用指定収集袋は使えません

家庭から出されるごみ以外は全て事業系ごみになります。最近、事業系ごみを家庭用指定収集袋で出される事業者が増えています。1回の排出量が90㌔以下の少量排出事業所は、市指定の事業系収集袋を使って排出出来ます（申込制）。90㌔を超える場合は市が許可した業者に依頼するなどの自己処理をしてください。

年末年始に向けて

■年末の大掃除はお早めに

年末の大掃除などで出る粗大ごみの収集を年内に希望される方は、早めに申し込みをしてください。収集までに10日程度かかることもあります。

粗大ごみの申し込みは㈲日野環境保全（☎581・4331）へ

また、年内の通常のごみ収集・資源物回収は、「ごみ・資源分別カレンダー」に記載されているとおり、12月26日(金)の品目で最終です。なお、可燃ごみは地区別に29日(月)または30日(火)に臨時収集を行います。年始は、1月5日(月)から通常のごみ収集・資源物回収を行います。

■平成21年版「ごみ・資源分別カレンダー」を配布します

平成21年の「ごみ・資源分別カレンダー」を12月19日(金)までに各家庭に順次戸別配布します。2世帯以上の住宅で2部以上必要な場合は、12月1日(月)以降、市役所1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所、地域協働課（生活・保健センター内）、クリーンセンターでお受け取りください。

なお、戸別配布には十分注意を払っていますが、万一配布もれの場合はごみゼロ推進課へご連絡ください。

ごみ情報誌「エコー」に広告を募集

市内に全戸配布される市のごみ情報誌「エコー」（平成21年3月に発行予定）に掲載される広告を募集します。

【大きさと掲載料】①縦4.5㌢×横18.5㌢…5万円②縦4.5㌢×横9㌢…2万5千円

【申込み】1月30日(金)までに指定の申込書（クリーンセンター内ごみゼロ推進課にあり、広告原本（電子媒体に保存したものを含む）をごみゼロ推進課へ※申込多数の場合は抽選

「し尿」汲み取りの有料化を検討しています

市では、家庭から出されるし尿の汲み取りを有料化することを検討しています。対象は、下水道供用開始から1年を経過した地域で、し尿汲み取りを行っている世帯です。汲み取り費用は、1回1千600円を予定しています。

平成21年度市・都民税税制改正

■寄附金税制の拡充

▼条例により税額控除対象寄附金を指定する仕組みが導入されます

市民税については、市内に事業所のある社会福祉法人への寄附金が対象です（図1）。

▼地方公共団体への寄附金税額控除が変わります

ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことが出来るよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されます。

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、適用下限額（5千円）を超える部分は、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されます（図2）。

寄附金税額控除を受けるためには、都道府県・市区町村、または条例で指定された団体が発行する領収書などを添付して税務署へ確定申告をしてください（確定申告をしない方は、市・都民税の申告が必要です）。

■市・都民税の公的年金からの特別徴収を開始

平成21年10月から、公的年金から年金所得に係る市・都民税の特別徴収（天引き）が開始されます。

対象は、公的年金を受給している65歳以上の方で、市・都民税が課税される方です。

なお、納税義務者の範囲や納税額に変更はありません。また新たな税負担は生じません。詳細は問い合わせを。

（市民税課）

図1　個人住民税における寄附金税制の見直し

改正前	
	20年度
対象寄附金	住所地の都道府県共同募金会 住所地の日本赤十字社支部 に対する寄附金
控除方式	所得控除方式
控除率	対象寄附金×税率（10%）の軽減効果
控除対象限度額	総所得金額等の25%
適用下限額	10万円

⇨

改正後	
21年度以降（20年1～12月までの寄附金が対象）	
現行の対象寄附金に加え、都道府県または市区町村が所得税の対象寄附金のうち、条例により指定した寄附金※市民税については、市内に事業所のある社会福祉法人への寄附金が対象となります	
税額控除方式	
市民税6％　都民税4％	
総所得金額等の30%	
5千円	

図2　地方公共団体に対する寄附金税制の拡充（ふるさと納税）

改正前	
	20年度
控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県、市区町村
控除方式	所得控除方式
控除率	対象寄附金×税率（10%）の軽減効果
控除対象限度額	総所得金額等の25%
適用下限額	10万円

⇨

改正後	
21年度（20年1～12月までの寄附金が対象）以降	
都道府県、市区町村	
税額控除方式	
地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除	
＜税額控除額の計算方法＞ ①と②の合計額を税額控除	
①（寄附金－5千円）×10% ②（寄附金－5千円）×（90%－0～40%） （寄附者に適用される所得税の限界税率）	（基本控除） （特例控除）
※②の額については、市・都民税所得割額の1割が限度	
総所得金額等の30%	
5千円	

給与収入　700万円で夫婦子2人のケースの計算例

〔所得税の限界税率　10%　市・都民税所得割　293,500円〕

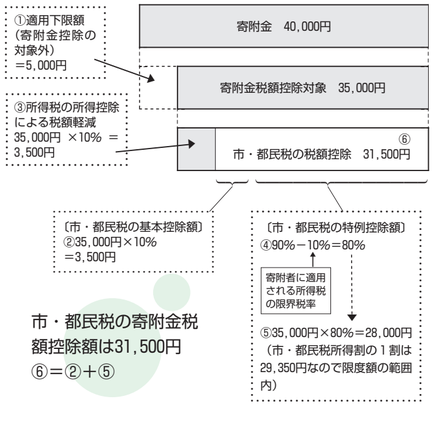

土地開発公社用地を抽選公売

東豊田地区の土地開発公社用地を抽選公売します。

申込方法、案内配布場所などは左表のとおりです。

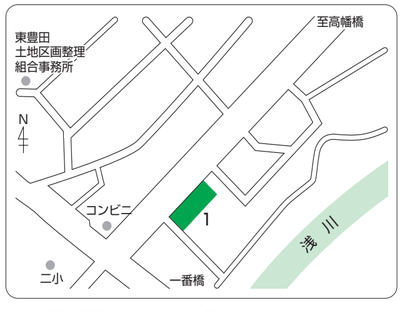

●案内配布場所、申込等方法一覧

案内配布期間・場所	申込方法	申込資格	抽選日時・会場
12月22日(月)までの午前8時30分～午後5時15分 市役所4階財産管理課 ※6日(土)・7日(日)は1階守衛室で配布	12月12日(金)～22日(月)午前8時30分～午後5時15分に財産管理課へ。 ※土曜・日曜日も受け付け	代金の支払い能力がある個人及び法人	12月24日(水)午前10時から、市役所2階201会議室

※抽選の翌日以降、申し込みがなかった場合または辞退があった場合は随意契約が出来ます。

※申し込みは1人1区画1通まで。個人は同一世帯を構成している方は1人と判定。

世帯全員記載の住民票添付。法人は所在証明書添付。

●公社用地一覧表

整理番号	所在地	面積（㎡）	面積（約坪）	単価（円/㎡）	価格（円）
1	東豊田1－9－12	486.52	147	195,000	94,871,400

※用途地域は準住居地域、建ぺい・容積率は60/200

（仮称）日野市食育推進条例案がまとまりました

条例名も募集

ご意見をお寄せください

市民一人ひとりが健康であるために行う食の施策を盛り込んだ「日野市食育推進計画」を確実に推進するために、市、教育委員会、学校、市民、農業者などの責務や推進体制を明らかにした条例案がまとまりました。

▲検討委員会で検討した条例案を市長に提出しました

これは、学識経験者、市民、農業者、事業者などの代表からなる日野市食育推進条例検討委員会で今年7月から5回にわたり検討し、作成したものです。

この条例案に対する皆さまのご意見を求めます。なお、条例の名前も合わせて募集します。

条例案は、市内各図書館、市役所1階市民相談窓口、3階産業振興課、生活・保健センター内健康課、七生支所、豊田駅連絡所や市ホームページでご覧になれます。

ご意見などは、12月15日(月)までに、住所、氏名、電話番号を記入し、〒191－8686日野市役所産業振興課（FAX583・4483✉sangyo_nousan@city.hino.lg.jp）へ